

## 鏡石駐在所に 3人のお巡りさん赴任

4月から須賀川警察署鏡石交番の名称が鏡石駐在所へと変わりました。

また、人事異動でお巡りさんが変わりました。今度新しく赴任されたのは、早坂忠警部補、荒木正人巡査部長、深谷家康巡査長の3人です。

早坂警部補は、石川警察署から、荒木巡査部長は、会津若松警察署から、深谷巡査長は、いわき東警察署からの異動だそうです。

早坂警部補は、「町民のみなさんが、安心して暮らせるよう頑張りますので、みなさんのご協力をお願いします。」と話してくださいました。



## 二階堂愛子さんに 法務大臣感謝状

人権擁護委員をこのほど退任した二階堂愛子さん（笠石）への法務大臣感謝状の伝達式が、4月4日（火）午後1時から町役場で行われました。

人権擁護委員は、法務大臣により委嘱され、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守るなどの活動をしています。

二階堂さんは、平成4年から今年3月末まで約13年間、人権擁護委員として各種相談活動に尽力しました。

式では、木賊町長が二階堂さんに感謝状を手渡し、これまでの苦労を労いました。

注1 (負担水準) 評価額に対する税負担の割合で次のように求めます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} (\times \text{住宅用地特例率 } 1/6 \text{ 又は } 1/3)} \times 100$$

注2 (課税標準額) 税額の算出の基になる額、これに税率(1.4%)を乗じて税額を算出します。

○負担水準が20%以上80%未満の場合、前年度の課税標準額に、評価額へ住宅用地特例率(1/6又は1/3)を乗じて得た額の5%を加えた額が課税標準額となります。詳しく述べください。

○負担水準が20%未満の場合は、評価額へ住宅用地特例率(1/6又は1/3)を乗じて得た額の20%が課税標準額となります。詳しく述べください。



## 地域住民待望の 笠石新栄町集会所完成

笠石新栄町地区住民待望の集会所が、このほど完成し、4月22日（土）午後4時から落成祝賀会が開催されました。

集会所は、木造平屋建てで、延面積は110平方メートル。

祝賀会には、地区住民や町関係者約50人が出席。木賊町長、斎藤健治県議、仲沼義春町議会副議長、面川右七新栄町総代、小貫兄夫笠石区長によるテープカットが行われました。

続いて、面川総代が「新栄町の住民の長年の要望が実現し大変喜んでいます。今後とも、新栄町の発展をお願いします。」とあいさつ、木賊町長などが祝辞を述べ完成を祝いました。

大河原団長から辞令を受ける新入団員



式終了後は、消防団幹部や消防署員が、新入団員には基本動作の訓練を、一般団員には、規律訓練や放水訓練、救急手当を指導しました。

## 13人の新消防団員が誕生

町消防団の辞令交付式が、4月2日（日）午後1時から町公民館グラウンドで、団員100人が参加して行われました。

式では、大河原団長から退職団員や新入団員などへの辞令交付が行われ、また6名の勤続10年以上の退職団員を代表して関根達也さん（中町）に感謝状と記念品が贈呈されました。

## 土地の固定資産税額の 求め方が変わります

土地の固定資産税については、同じ価格の土地であれば同じ税負担となるよう、負担水準（注1）に応じた調整措置があります。今回地方税法が改正され、この仕組みの一部が次のとおり変わります。

- 商業地等（住宅用地以外の宅地、宅地並みの課税の山林や雑種地等です）  
○負担水準が70%を超える場合、評価額の70%が課税標準額（注2）となります。
- 負担水準が60%以上70%以下の場合、前年度の課税標準額に据え置きます。
- 負担水準が20%以上60%未満の場合、前年度の課税標準額に評価額の5%を加えた額が課税標準額となります。
- 負担水準が20%未満の場合は、評価額の20%が課税標準額となります。
- 負担水準が80%以上の場合は、前年度の課税標準額に据え置きます。